

新潟市就労系障害福祉サービス事業所テレワーク等導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に所在する就労系障害福祉サービス事業所における障がい者（利用者）の在宅就労に向けた訓練及び在宅就労（以下「在宅就労」という。）並びに発達障がい者への在宅等での多様な支援を推進するために必要な経費を補助することを目的とし、その交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 就労系障害福祉サービス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に定める就労移行支援、又は同条第14項に定める就労継続支援をいう。

(2) 就労系障害福祉サービス事業所

就労系障害福祉サービスを行う事業所をいう。

(補助事業者)

第3条 この要綱において、補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、就労系障害福祉サービス事業所とする。

(多機能型事業所)

第4条 多機能型事業所において、複数の就労系障害福祉サービスを行っている場合は、それぞれの就労系障害福祉サービスにおいて補助金の交付を受けることができる。

(対象経費)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために支出した経費のうち、別表に掲げるものとする。

(補助対象期間)

第6条 この補助金の交付の対象となる期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、テレワーク等導入のために支出を行う就労系障害福祉サービス事業所に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助額)

第8条 補助額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) テレワーク等導入支援区分

ア 導入に要する費用の10分の10以内の額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

イ 1就労系障害福祉サービス事業所において在宅就労を推進する利用者1人あたり12万5,000円を上限とする。

ウ 1就労系障害福祉サービス事業所あたり125万円を上限とする。

(2) 発達障がい者に対する専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習等実施支援区分（以下「VR機器等支援区分」という。）

ア 導入に要する費用の10分の10以内の額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

イ 1就労系障害福祉サービス事業所あたり25万円を上限とする。

(申請区分)

第9条 補助金の交付申請をしようとする者は、前条各号のそれぞれの区分に対して申請を行うことができる。

(補助回数)

第10条 補助金の交付は、1就労系障害福祉サービス事業所ごとに1回とする。

(交付の申請)

第11条 補助金の交付申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を令和2年11月

30 日までに市長に提出するものとする。

(1) 補助金交付申請書 (別記様式第 1 号)

(2) 支援計画書 (別記様式第 2 号)

(3) 収支予算内訳書 (別記様式第 3 号)

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第 12 条 市長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を交付 (不交付) 決定通知書 (別記様式第 4 号) により、当該申請者に通知する。

(変更交付の申請)

第 13 条 補助金の変更交付申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を令和 3 年 3 月 31 日までに市長に提出しなければならない。ただし、事業目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、補助金の増額を伴わないものはこの限りでない。

(1) 変更補助金交付申請書 (別記様式第 1 号)

(2) 変更支援計画書 (別記様式第 2 号)

(3) 変更収支予算内訳書 (別記様式第 3 号)

(4) その他市長が必要と認める書類

(変更交付決定の通知)

第 14 条 市長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を変更交付決定通知書 (別記様式第 4 号) により、当該申請者に通知する。

(実績報告)

第 15 条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了した日から 1 月を経過した日又は交付決定の年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書 (別記様式第 5 号)

(2) 支援報告書 (別記様式第 6 号)

(3) 収支決算内訳書（別記様式第7号）

(4) 領収書の写し

(5) 補助対象経費に係る機器の写真及び事業所等における導入が分かる写真

(6) リース契約等により機器を導入した場合は、契約書の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

（確定の通知）

第16条 市長は前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときには、補助金額確定通知書（第8号様式）により通知する。

（補助金の交付）

第17条 この補助金は、精算払とする。

（助成額の返還等）

第18条 助成対象事業所が虚偽の申請等により不正に補助金の支払いを受けたときは、市長はこれを返還させなければならない。

（関係書類の整備及び保存等）

第19条 補助事業者は、以下の事項を遵守するものとする。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではない。

(1) 補助対象経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(2) 補助対象経費に係る機器及びその他権利は、取得した日から起算して5年を経過する日までの間は、転売し、売払いし、譲渡し、交換し、又は廃棄してはならない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

（施行月日）

1 この要綱は、令和 2 年 7 月 14 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日以後に補助事業者が支出した補助対象経費に適用する。

(この要綱の執行)

3 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

4 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定により令和 3 年 3 月 31 日以前に申請した補助金の交付については、令和 3 年 4 月 1 日以後も、なお効力を有する。

別表（第5条関係）

1. テレワーク等導入支援区分	2. VR機器等支援区分
在宅就労を実施するために必要な以下の経費 (1) パソコン, タブレット端末, スマートフォン等ハードウェア (2) カメラ, マイク, スピーカー等周辺機器 (3) ルーター等通信機器 (4) ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外） (5) クラウドサービス (6) 保守・サポート (7) 導入設定, 導入研修 (8) セキュリティ対策 令和2年度中に係る経費のみを対象とする。リース・レンタル費用も対象とするが, 対象となる期間は令和2年度分に限る。 機器は, 再使用品等ではなく, 購入先からの保証が受けられるものとする。 他制度で補助を受けている経費やインターネット回線使用料等の通信費, その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。	専用VR機器を活用したソーシャルスキルトレーニングを実施するために必要な以下の経費 (1) VR機器等のハードウェア (2) ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外） (3) クラウドサービス (4) 保守・サポート (5) 導入設定, 導入研修 (6) セキュリティ対策 いずれもVR機器の導入に必要な経費のみを対象とする。 令和2年度中に係る経費のみを対象とする。リース・レンタル費用も対象とするが, 対象となる期間は令和2年度分に限る。 機器は, 再使用品等ではなく, 購入先からの保証が受けられるものとする。 他制度で補助を受けている経費, 毎月のサービス利用費やインターネット回線使用料等の通信費, その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

別記様式第 1 号（第 11 条，第 13 条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 所 在 地
サービス種別
事業所名
代 表 者 印

（変更）補助金交付申請書

補助金の交付（変更）を受けたいので，次のとおり申請します。

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 補助事業の名称 | 令和 2 年度新潟市就労系障害福祉サービス事業所
テレワーク等導入支援事業 |
| 2 | 補助事業の目的及び内容 | 別紙支援計画書のとおり |
| 3 | 補助対象経費 | 別紙収支予算内訳書のとおり |
| 4 | 交付申請額 | 合計 金 円 |

（内訳）

テレワーク等導入支援区分 金 円
(補助率 10/10 以内, 在宅就労を推進する利用者
1 人あたり上限 12 万 5,000 円, 合計上限 125
万円)

V R 機 器 等 支 援 区 分 金 円
(補助率 10/10 以内, 上限 25 万円)

- | | | |
|---|---------------|-------|
| 5 | 補助事業着手（予定）年月日 | 年 月 日 |
| 6 | 補助事業完了（予定）年月日 | 年 月 日 |

7 情報の公表の内容，方法及び時期

8 添付書類

- (1) 支援計画書
- (2) 収支予算内訳書
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) 補助対象経費に係る機器の名称や機能がわかる書類
- (5) リース契約等により機器を導入する場合は，契約内容がわかる書類

別記様式第2号（第11条，第13条関係）

（変更）支援計画書

（1）テレワーク等導入支援区分

①在宅支援実施対象者数

②在宅支援を実施する理由

③具体的な支援方法

④在宅支援の実施により期待される効果

（2）VR機器等支援区分

①VR機器等支援実施対象者数

②VR機器等支援を実施する理由

③具体的な支援方法

④VR機器等支援の実施により期待される効果

別記様式第3号（第11条，第13条関係）

令和2年度新潟市就労系障害福祉サービス事業所テレワーク等導入支援事業
（変更）収支予算内訳書

1. テレワーク等導入支援区分 （単位：円）

収入の部	予算額	説明
補助金	円	
自己資金	円	
その他	円	
小計	円	
支出の部	予算額	説明
	円	
	円	
	円	
小計	円	

※説明欄に具体的な品目をご記入ください。

2. VR機器等支援区分 （単位：円）

収入の部	予算額	説明
補助金	円	
自己資金	円	
その他	円	
小計	円	
支出の部	予算額	説明
	円	
	円	
	円	
小計	円	

※説明欄に具体的な品目をご記入ください。

別記様式第4号（第12条，第14条関係）

新 第 号の2
年 月 日

サービス種別

事業所名

代表者名 様

新潟市長 印

補助金等（変更・不交付）交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和2年度新潟市就労系障害福祉サービス事業所テレワーク等導入支援事業補助金については，次のとおり（変更・不交付）交付の決定をしたので通知します。

記

1 補助事業の名称 令和2年度新潟市就労系障害福祉サービス事業所テレワーク等導入支援事業

2 交付決定額	合計	金	円
(内訳)			
テレワーク等導入支援区分		金	円
V R 機 器 等 支 援 区 分		金	円

3 交付条件

- (1) 事業終了後に実績報告書を確認した後，口座振替で精算払いとします。
- (2) 補助対象経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え，補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

4 不交付の理由

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 所在地
サービス種別
事業所名
代表者 印

補助事業実績報告書

年 月 日付け新 第 号の2で補助金の交付決定のあった事業
が完了（を廃止）したので、次のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 令和2年度新潟市就労系障害福祉サービス事業所
テレワーク等導入支援事業

2 交付決定額及びその精算額

（1）交付決定額	合計	金	円
（2）精算額	合計	金	円

（内訳）

テレワーク等導入支援区分	金	円
（補助率 10/10 以内、在宅就労を推進する利用者 1人あたり上限 12万5,000円、合計上限 125 万円）		

V R 機 器 等 支 援 区 分	金	円
（補助率 10/10 以内、上限 25 万円）		

- | | |
|-------------------------------------|---------------|
| 3 補助事業完了年月日 | 年 月 日 |
| 4 補助事業の成果 | 別紙支援報告書のとおり |
| 5 補助事業の精算に係る収支明細 | 別紙収支決算内訳書のとおり |
| 6 情報の公表の状況 | |
| 7 添付書類 | |
| （1）支援報告書 | |
| （2）収支決算内訳書 | |
| （3）補助対象経費に係る領収書の写し | |
| （4）補助対象経費に係る機器の写真及び事業所等における導入が分かる写真 | |
| （5）リース契約等により機器を導入した場合は、契約書の写し | |

支援報告書

（1）テレワーク等導入支援区分

①在宅支援実施者数

②在宅支援を実施した利用者への効果

③在宅支援を実施した利用者の評価方法

④在宅支援を実施した利用者への今後の支援方法

（2）VR機器等支援区分

①VR機器等支援実施者数

②VR機器等支援を実施した利用者への効果

③VR機器等支援を実施した利用者の評価方法

④VR機器等支援を実施した利用者への今後の支援方法

別記様式 7 号（第 15 条関係）

令和 2 年度新潟市就労系障害福祉サービス事業所テレワーク等導入支援事業
収支決算内訳書

1. テレワーク等導入支援区分 (単位：円)

収入の部	予算額	説明
補助金	円	
自己資金	円	
その他	円	
小計	円	
支出の部	予算額	説明
	円	
	円	
	円	
小計	円	

※説明欄に具体的な内容をご記入ください。

2. VR 機器等支援区分 (単位：円)

収入の部	予算額	説明
補助金	円	
自己資金	円	
その他	円	
小計	円	
支出の部	予算額	説明
	円	
	円	
	円	
小計	円	

※説明欄に具体的な内容をご記入ください。

新 第 号の2
年 月 日

様

印

年 月 日付けで実績報告のあった令和2年度新潟市就労系障害福祉サービス事業所テレワーク等導入支援事業補助金について、次のとおり確定したので通知します。

1	交付決定額	合計	金	円
	(内訳)			
	テレワーク等導入支援区分		金	円
	V R 機 器 等 支 援 区 分		金	円
2	確 定 額	合計	金	円
	(内訳)			
	テレワーク等導入支援区分		金	円
	V R 機 器 等 支 援 区 分		金	円